

低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行について

平成19年2月9日18林政政第631号

[最終改正] 平成21年7月10日21林政政第216号

低入札価格調査制度の運用に関しては、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（平成6年4月19日付け6経第750号大臣官房経理課長通知）及び「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する事務手続きについて」（平成6年4月19日付け6経第751号大臣官房経理課長通知）により通知しているところである。

先般、通知した「緊急公共工事品質確保対策について」（平成18年12月19日付け19経第1366号大臣官房経理課長通知）記2において、品質確保がされないおそれがある場合をあらかじめ具体化しておき、特別重点調査の結果、これに該当すると認める場合は、当該入札者を契約の相手方としないものとするところであるが、その具体的な方法を下記のとおり定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

なお、貴管下の施設機関、地方支分部局、独立行政法人及び特殊法人の長への通知については、貴職から願います。

記

1 特別重点調査の実施対象

- (1) 特別重点調査は、予定価格2億円以上の工事において、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳である次の表上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表上欄に掲げる各費用の額と同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たないもの及びこれと同等と認めて別に定める者に対して行うものとする。

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
75%	70%	70%	30%

- (2) 予定価格2億円未満の工事において、契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下「契約担当官等」という。）が必要と認めて試行することとした場合についても同様とする。
- (3) VE提案等により示された新技術、新工法等によりコスト縮減の達成が可能であり、入札者が提出する様式3に基づき、契約担当官等がその縮減金額の妥当性を確認した場合においては、入札者の申し込みに係る価格の積算内訳の額に当該縮減金額を加算した額を用いて(1)に定める基準に該当するかどうかを判別する。

2 特別重点調査の内容

(1) 特別重点調査の実施方法

ア 特別重点調査においては、まず、入札者の積算の内訳が合理的かつ現実的なものであることを、次の例のように徹底して調査し、入札者から提出される積算内訳書が、契約対象工事に係る実際の収入及び支出を表したものであるか確認する。

(例1) 工事の施工に必要なすべての費用を適切に計上しなければならないものとし、発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない費用（例えば、本社の社員を活用する場合など本社経費等により負担する費用）についても、工事の施工に必要な費用である以上、適切に計上されているかを確認する。

(例2) 計上する金額は、計数的根拠のある合理的なものでなければならないものとし、現場への精通といった計数的根拠が希薄な理由で低価格の積算を

していないか、現場事務所の設置に代えて自社施設の活用を予定している場合に具体的な低減額を計数的に把握して積算をしているか、下請業者による施工を予定している場合に下請予定業者（入札者が工事を直接請け負わせることを予定している下請負人をいう。以下同じ。）の見積金額を反映しているかなどを確認する。

(例3) 計上する金額は、現実的なものでなければならないものとし、単に下請予定業者の見積金額によってだけでなく、原則、その下請予定業者の見積金額が過去に取引した実績のある価格を基礎として見積もられているかなどを確認する。

イ アの調査によって、工事の施工に必要な費用が、積算内訳書に適切に計上されているかが確認されるが、入札者の申し込みに係る価格が当該費用の額を下回っている場合には、工事の手抜き、安全対策の不徹底、下請予定業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化といった問題が生じかねないことから、その下回る金額が確実に入札者によって負担され、他へ転嫁されるおそれがないことを確認する。

(2) 特別重点調査の実施に係る連絡等

ア 契約担当官等は、1(1)の基準に該当する価格で入札を行った者がいる場合は、当該者に対して特別重点調査を行う旨連絡するとともに、原則として、当該連絡を行った日の翌日から起算して7日以内に、特別重点調査の実施に必要な3に掲げる資料及び添付書類（以下「資料等」という。）を提出するよう求めるものとする。

また、契約担当官等は、当該者が発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうかを判断するため、必要に応じ、当該者に対して、その説明資料を求めることができるものとする。

なお、当該者は、契約担当官等が求める資料等のほか、契約の内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類をあわせて提出することができるものとする。

イ 「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」（平成19年2月9日付け18林国管第89号林野庁長官通知）に基づく施工体制確認型総合評価落札方式の適用対象工事において、同通知記5(2)に基づき所定の資料の提出を行った者は、提出した資料と異なる内容を特別重点調査のために提出する資料等に記載してはならないものとする。

ウ 契約担当官等は、3に規定する資料等の受領後、速やかに、入札者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行い、入札者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認するものとする。

エ 資料等については、提出期限後の差し替え及び再提出を認めないものとする。ただし、資料等及び事情聴取の内容により、契約担当官等が必要と認め、入札者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な添付書類を提出すべきことなどの教示を行ったときは、この限りでない。

なお、教示を踏まえた資料等の再提出等は、原則として1回に限るものとし、その提出期限については、作成に必要な時間を確保した上で適切に設定すること。

オ 契約担当官等は、資料等の提出を求めるに際しては、調査の途中段階で資料等の差し替えが発生しないよう、資料等に記載すべき内容等について十分な説明を行うものとする。

(3) 事前の周知

入札説明書においては、提出を求める資料の内容及び(2)アからエまでの内容をあらかじめ明らかにしておき、特別重点調査が円滑に行われるよう配慮するものとする。

(4) 特別重点調査の手続

ア 契約担当官等は、入札者が構築しようとする品質確保及び安全管理のための体制、建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する法令遵守体制のための費用につい

て調査を行うほか、1(1)の基準に該当することとなった直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の費目に限り、資料等により厳格に確認を行う。ただし、1(1)の基準に該当することとなった費目のみの確認だけでは契約の内容に適合した履行がされないおそれの有無を判断しかねるときは、他の費目についても厳格に調査を行うものとする。

イ 特別重点調査は、1(1)の基準に該当する複数の者について並行して行うことができるものとする。ただし、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第86条第2項、第87条及び第88条の手続については、最低の価格又は最も高い評価値で入札した者から順に行うものとする。

なお、平行して調査を行おうとするときは、その旨及びこれに協力しなければならぬ旨をあらかじめ入札説明書において明らかにするものとする。

3 提出を求める資料等と確認内容

契約担当官等は、特別重点調査においては、「国有林野事業特別会計に係る入札・契約事務手続等の改善に関する具体的対応について」の運用について（平成6年6月23日付け6-4管理課長通知）記VI4の調査の実施にあたり、(1)から(24)までに掲げる資料等の提出を求め、等が各号に記載する内容を特に重点的に確認するものとする。

(1) 当該価格で入札した理由（様式1）

直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況下請予定業者の協力等の面から、入札した価格で施工可能である具体的理由。

(2) 積算内訳書（様式2-1、様式2-2、様式2-3、様式3）

ア 数量総括表に対応する積算内訳書となっていること（指定の数量によって積算されていること。）。

イ 設計図書での要求事項を理解して見積もりを行っていること。

ウ 指定の工法によって施工することとしていること（工法の指定のない場合は、入札者の工法に安全性等の点で問題がないこと。）。

エ 発注者が支払う請負代金から支弁することを予定している費用か否かにかかわらず、施工に当たって必要となるすべての費用を計上していること。

オ 積算に下請予定業者や購入予定業者等の見積書の内容が反映され、計数的な根拠のある合理的かつ現実的な積算内訳書となっていること（原則、取引等の実績を求めること。）。

カ 現場管理費に、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費などを適切に計上していること。ただし、様式5に記載する技術者及び様式14-4に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上としていること。

また、その従業員給与手当の金額が最低賃金法（昭和34年法律第137号）に定める最低賃金額以上であり、かつ、これらの者が過去3月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいているなど合理的かつ現実的な見積もりであるとともに、法定福利費の金額が法定額以上となっていること。

キ 一般管理費等に、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約補償費などを適切に計上していること。

ク 自社労務者に係る費用は直接工事に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上されており、一般管理費等に計上していないこと。

ケ 契約対象工事の施工に要する費用に額を下回る額で入札した場合において、その下回る額として当該工事の一般管理費等に計上していること。

(3) 下請予定業者一覧表（様式4）

- ア 下請予定業者、資材購入予定先及び機械リース会社が具体的に予定されていること。
- また、自社保有の社員、資機材等を活用する場合についても、具体的に予定されていること。
- イ 下請予定業者が押印した見積書の金額が積算内訳書に正しく反映されていること。
- また、下請予定業者の見積書に係る経費内訳（機械経費、労務費、材料費及びその他費用）ごとの金額が、過去1年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額以上であることなど合理的かつ現実的なものであること。
- (4) 配置予定技術者名簿（様式5）
- 配置予定の主任技術者又は監理技術者（同一の要件を満たす技術者を含む。）及び現場代理人について、次の点を確認すること。
- ア 他の手持ち工事との関係も考慮した上で契約対象工事に実際に配置できること。
- イ 自社社員であり、かつ、契約対象工事の入札公告後に入社した者でないこと。
- ウ それぞれに必要な資格を有する者であること。
- (5) 手持ち工事の状況（様式6-1、様式6-2）
- ア 記載された手持ち工事が実在するものであること。
- イ 当該工事の資材保管場所が近距離にあること、当該工事と同種又は同類の工事と資機材を共通調達できること等により縮減できるものとする契約対象工事の工事費の各費目別の金額が、過去の実績に基づく額であるなど合理的かつ現実的なものであること。
- (6) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫との関係（様式7）
- ア 記載された事務所、倉庫等を所有し、又は賃借していること。
- イ 当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより縮減できるものとする営繕費、資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など契約対象工事の経費が、計数的に合理的な見積もりとなっていること。
- (7) 手持ち資材の状況（様式8-1）
- ア 記載された手持ち資材を保有していること、当該資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。
- イ 調達時の単価等の原価が適切に見積もられていること（手持ち資材の活用による資材費の低減が可能であること。）。また、繰り返しの使用を予定する備品等については、摩耗や償却を適切に見込んだ原価となっていること。
- (8) 資材購入予定先一覧（様式8-2）
- ア 他社から購入を予定している場合
- (ア) 購入予定業者から納入を受ける予定の資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及びその単価が当該業者によって過去1年以内に販売された実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（他者からの購入による資材費の低減が可能であること。）。
- (イ) 購入予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。
- イ 自社製品の活用を予定している場合
- (ア) 自社において記載された資材を製造していること、当該資材が工事の品質に必要な規格水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。
- (イ) 記載された単価が、自社の製造部門が過去1年以内に第三者と取引した販売実績額又は製造原価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（自社製品の活用による資材の低減が可能であること。）。
- (9) 手持ち機械の状況（様式9-1）
- ア 記載された手持ち機械を保有していること及び当該機械を契約対象工事で使用する予定であること。
- イ 契約対象工事で使用可能な管理状態にあること。

ウ 手持ち機械の使用に伴う原価が減価償却費や固定資産税等を含んで適切に見積もられていること（手持ち機械や減価償却終了の機械の活用による機械経費の低減が可能であること。）。

(10) 機械リース元一覧（様式9-2）

ア 他社からリースを予定している場合

(ア) 機械リース予定会社からリースを受ける予定の単価が、当該業者が過去1年以内にリースした実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（機械リース予定会社からのリースによる機械経費の低減が可能であること。）。

(イ) 機械リース予定会社と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

イ 自社の機械リース部門からリースを予定している場合

(ア) 自社の機械リース部門において記載された機械を保有していること及び当該機械が契約対象工事にリース可能であること。

(イ) 記載された単価が、自社の機械リース部門が過去1年以内に第三者にリースした実績額又は原価以上の単価であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(11) 労務者の確保計画（様式10-1）

ア 自社労務者を充てる場合

(ア) 記載された者が自社社員であること。

(イ) 資格の保有が必要な職種に充てようとする者については、その者が必要な資格を有していること。

(ウ) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金以上であり、かつ、過去3月以内に支払った実績のある賃金の額以上の金額を計上しているなど合理的かつ現実的な見積もりであること（自社社員の活用による労務費の低減が可能であること。）。

イ 下請予定業者による労務者の確保を予定する場合

(ア) 下請予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

(イ) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、下請予定業者が過去1年以内に施工した実績のある同種の工事における労務単価以上であるなど合理的かつ現実的な見積もりであること。

(12) 工種別労務者配置計画（様式10-2）

労務者の確保計画と整合がとれており、適切な施工が可能な工種別の労務者配置計画となっていること。

(13) 建設副産物の搬出地（様式11）

ア 記載された搬出計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、仕様書等で要求している要件の適合していること。

イ 記載された受け入れ価格が、建設副産物の受け入れ予定会社が過去1年以内に建設副産物を受け入れた実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(14) 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式12）

ア 建設副産物及び資材等の運搬計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、発注しよう署等で要求している要件に適合していること。

イ 記載された運搬予定者への支払予定額が、運搬予定者が過去1年以内に取り扱った実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(15) 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式13-1）

ア 「諸費用」の「見込額」に記載した金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金法に定める最低賃

金額以上であり、かつ、それを入札者（元請）が負担する場合にあっては、「氏名」の欄に記載した者が過去3月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去1年以内に「実施事項」欄の内容と同様の品質管理体制を確保した際の実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

エ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(16) 品質確保体制（品質管理計画書）（様式13-2）

ア 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(17) 品質確保体制（出来形管理計画）（様式13-3）

ア 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(18) 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式14-1）

ア 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(19) 安全衛生管理体制（点検計画）（様式14-2）

ア 「諸費用」の「見込額」に記載した金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者（元請）が負担する場合にあっては、「点検実施者」の欄に記載した者が過去3月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去1年以内に「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の欄に記載の内容と同様の安全管理体制を確保した際の実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

エ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(20) 安全衛生管理体制（仮設置計画）（様式14-3）

ア 「設置費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ 「設置費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合にお

いて、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(21) 安全衛生管理体制（交通誘導員設置計画）（様式14-4）

ア 自社社員を交通誘導員に充てる場合

(ア) 単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。

(イ) 単価の見積もりが交通誘導員への支払給与の直近3ヶ月の実績額以上の金額でされているなど合理的かつ現実的なものであること。

イ 派遣会社から交通誘導員の供給を受けることを予定する場合

(ア) 単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。

(イ) 単価が当該交通誘導員の派遣予定会社が過去1年以内に交通誘導員を派遣した実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 交通規制方法に応じて必要な人数の交通誘導員を配置する計画となっていること。

エ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(22) 誓約書（様式15）

ア 入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社の本社経費等から契約対象工事の一般管理費等に確実に計上することによって、入札者が落札契約後に下請予定業者や資財納入業者等の見積金額を故なく減額するなど下請予定業者等にしわ寄せをし、手抜き工事を誘発することのないよう、その旨を代表取締役が誓約した書面を提出していること。

イ 入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を負担するための財源の確保方法が具体的に確認できること。

特に、当該下回る額（当該年度において、契約対象工事以外の契約担当官等発注工事に関し、低入札価格調査を経て、入札者の積算における施工に要する費用の額を下回る価格で受注した経歴を有する者にあつては、その下回る価格の合計額と契約対象工事に係る下回る額との合算額）が前年度の営業利益金額を上回るときは、より確実な財源の確保方法が具体的に確認できること。

(23) 施工体制台帳（様式16）

施工体制が適切であること。

(24) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式17）

過去5年間の施工工事で低入札価格調査の対象となったものについての工事成績評定点を発注者自ら調査し、確認する。

4 費目別の確認等

特別重点調査における確認は、(2)に掲げるすべての項目について行うほか、(1)イからオまでの項目のうち、1(1)の基準に該当することとなったものに行う。

費目を限った見積もり内容の確認は、次の提出資料等により行うものとする。

(1) 各費目の確認

ア 各費目共通（様式2-11、様式2-2、様式3、様式4、様式16）

イ 直接工事費

(ア) 資材費（発注者の積算総額で概ね100万円以上の資材を調査対象とする。）
（様式8-1、様式8-2）

(イ) 機械経費（様式9-1、様式9-2）

(ウ) 労務費（様式10-1、様式10-2）

ウ 共通仮設費（様式6-1、様式6-2、様式7）

エ 現場管理費（様式5、様式7）

オ 一般管理費等（様式2-3、様式15）

(2) 施工体制の確認

- ア 品質確保体制（様式13-1、様式13-2、様式13-3）
- イ 安全確保体制（様式14-1、様式14-2、様式14-3、様式14-4）
- ウ 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する法令遵守体制（様式11、様式12）
- エ その他施工体制全般（様式4、様式17）

5 適正な調査及び調査内容の実効を担保するための措置

(1) 虚偽説明等への対応

入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は(3)に記載する重点的な監督の結果内容と入札時の特別重点調査の内容とが著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、契約担当官等は、次に掲げる措置を講じるものとする。

ア 当該工事の成績評価において厳格に反映する。

イ 過去5年以内にアの措置を受けたことがあるなど悪質性が高い者に対しては、「工事請負契約指名停止措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）別表第2第16号により指名停止を行う。

(2) 公正取引委員会への通報

特別重点調査の結果、3(22)の資料（誓約書）を提出し、施工に必要な費用の額を下回る価格で受注しようとする者（落札者以外を含む）については、原価割れ受注のおそれがあると認められる場合として、別添のマニュアルに従い、公正取引委員会に対し、関係情報の通報を行うものとする。

(3) 関係資料の公表

ア 契約担当官等は、3(22)の資料（誓約書）を提出し、施工に要する費用の額を下回る金額で受注した者がいるときは、その者に関する情報を、様式18及び19により整理し、企業ごとに一覧することができるよう、ホームページにおいて公表するものとする。

また、本省において、農林水産省ホームページ上で一元的に公表を行うため、落札者と契約を締結した場合は、速やかに、上記により公表する様式19を本省（庁）の担当課あて電子メールで送信するものとする。

なお、本省（庁）の担当課は、これを受けて大臣官房経理課へ電子メールで送付するものとする。

イ アに定めるもののほか、特別重点調査の結果は、別に定めるところにより、ホームページにおいて公表するものとする。

(4) 契約後の取扱い（監督体制の強化）

契約担当官等は、特別重点調査を経て契約を行った工事については、本調査で提出させた資料等及び調査記録を監督職員に引き継ぐとともに、以下の措置を講じるものとする。

ア 工事現場等における施工体制の点検要領の制定について（平成13年4月27日付け13経第180号大臣官房経理課長通知）の5(4)により行う施工体制台帳の点検の前段として、施工体制台帳提出時にその施工体制台帳の内容のヒアリングを必ず行うこととし、さらに、施工体制台帳の記載内容が特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由について確認する。

イ 共通仕様書に基づき提出される施工計画書の内容のヒアリングを必ず行うこととし、さらに、施工計画書の記載内容が特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。

(5) 事前の周知

(1)から(4)までの内容は、あらかじめ入札説明書において明らかにするものとする。

6 その他

- (1) 入札者が提出期限までに記載要領に従って資料等の提出を行わない場合、2(2)ウの事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、各会計機関が契約の実態に即し定める「入札注意書」において、調査基準価格を下回った価格をもって入札した者、事後の事情聴取に協力すべきものとする旨の規定に違反するものであり、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とするものとする。
なお、その旨を入札説明書においてあらかじめ明らかにするものとする。
- (2) 契約担当官等は、年度末の時期を含め、特別重点調査の事務が適確かつ円滑に行われるよう、その発注に係る工事が特別重点調査の対象になりうる可能性もあらかじめ考慮して、より計画的な発注計画を策定すること。

附則

- 1 この通知は、平成19年1月1日から施工し、同日以降に行われる入札に係る低入札価格調査から適用する。
- 2 2(3)及び(4)イ、5(4)並びに6(1)において入札説明書により明らかにすべきとする規定は、前項にかかわらず、通知の日から施工する。
- 3 この通知の施行の際、既に入札説明書の交付が開始されている工事について特別重点調査を実施しようとするときは、2(3)及び(4)イ、5(4)並びに6(1)にかかわらず、入札説明書の交付を受けた者（競争参加資格の確認の通知がされているときは、当該確認結果の通知を受けた者に、競争参加資格の確認申請を受け付けた後確認結果の通知がされていないときは、当該確認申請を行った者に限る。）に特別重点調査が実施される旨、調査の実施対象、提出を求める資料等の内容、2(2)アからエまでの内容、2(4)イの内容、5(1)から(3)までの内容及び6(1)の内容を周知するものとする。平成18年12月31日までに交付が開始される入札説明書において、2(3)及び(4)イ、5(4)並びに6(1)において入札説明書により明らかにすべきとされた事項を記載しなかったときも同様とする。
- 4 3(3)イに定める労務費の金額が、3(11)イ(イ)に定める労務単価並びに3(15)ウ及び(19)ウに定める技術者単価の金額が、これら各項に定める過去1年以内の実績に基づく金額又は単価以上であることを確認できないときは、当分の間、下請予定業者が過去3月以内に労務者又は技術者に支払った実績のある賃金の額に基づいた金額又は単価以上であることを確認すれば足りるものとする。

附則

- 1 本改正の施行の日前において、特別重点調査を実施し、改正後の5(2)により公正取引委員会へ通報を行うこととなっている情報がある場合の同規定は、本改正の施行の日にかかわらず適用する。
- 2 本改正の施行の際、既に入札説明書の交付が開始されている特別重点調査を実施しようとする工事について、5(4)にかかわらず、入札説明書の交付を受けた者（競争参加資格の確認結果の通知がされているときは、当該確認結果の通知を受けた者に、競争参加資格の確認申請を受けた後確認結果の通知がされていないときは、当該確認申請を行った者に限る。）に改正後の5(2)の内容を周知するものとする。

附則

この通知は、平成21年6月10日以降に入札手続を開始する工事から適用する。